奈北高　第９７号
令和３年９月１日

保護者のみなさま

奈良県立奈良北高等学校
校　長　　辻　本　裕　明

教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口の開設について（通知）

残暑の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和３年６月４日に「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が成立し、公布されました。この法律は、児童生徒の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としています。また、同法第１７条２項には「国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。」とあることから、本県では、教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口を開設し、通報者・相談者からの通報及び相談に対応することとなりました。

本来であれば、教育職員等による生徒への性暴力はあってはならないことであり、事前防止することが最優先です。しかし、もし性暴力等が起こった、または疑われるような場合、早期に発見し関係機関が連携をすることで、生徒への心身のケアを少しでも早く行い、被害を最小限にとどめることも必要な措置であると考えます。

皆様におかれましては以上の趣旨を御理解いただき、これからの学校生活が生徒にとって安全、安心であるよう御協力をお願いいたします。

【教育職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口】
URL： https://forms.gle/bkR17LNnqc5gQPNLA

QRコード